



2022年5月13日

各 位

会社名 キャリアリンク株式会社  
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 成澤 素明  
(コード番号：6070 東証プライム)  
問合せ先 取締役常務執行役員 管理本部長 藤枝 宏淑  
(TEL. 03-6311-7321)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日（2022年5月13日）開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第26期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を取る旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更箇所）

<現行定款>	<改訂後>
第1条～第13条 条文省略	第1条～第13条 現行どおり
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(電子提供措置等)
第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第15条～第44条 条文省略	第15条～第44条 現行どおり
附 則	附 則
第1条 条文省略	第1条 現行どおり

<p>第2条 (第26期事業年度に関する経過措置) 第41条(事業年度)の規定に関わらず、2021年3月1日から始まる第26期事業年度は、2021年3月1日から2022年3月31日までとする。 なお、本附則は、第26期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。</p> <p>第3条 (第26期中間配当金に関する経過措置) 第43条(中間配当金)の規定に関わらず、2021年3月1日から始まる第26期事業年度の中間配当金の基準日は、2021年8月31日とする。 なお、本附則は、第26期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。</p> <p>第4条 (附則の消滅) 附則第2条、附則第3条及び本条は、第26期事業年度に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。</p>	<p>第2条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。 3 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p>第3条～第4条 削除</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	2022年6月24日
定款変更の効力発生日(予定)	2022年6月24日

以上